

## 大口町奨学金返還支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中学校卒業以上の者を対象とする教育機関（以下「教育機関」という。）の修学のために必要な奨学金の貸与を受け、当該教育機関を卒業若しくは修了した者又は当該教育機関に修学している者（以下「借入者」という。）に対し、当該返還すべき奨学金（以下「返還金」という。）の返還に要する費用の一部を助成し、その経済的な負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体又は教育機関（以下「貸付団体」という。）が経済的な理由により教育機関における修学が困難な者に対し、その修学に要する費用等として貸与する資金

### (助成の対象者)

第3条 助成の対象となる借入者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大口町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に引き続き1年以上記録され、かつ、現に大口町に居住している者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団に属していない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、前年8月1日から7月31日までの期間（以下「確認期間」という。）に支払った返還金に対し、上限1万円を支給する。ただし、当該算定

期間における支払額が1万円に満たない場合は、その額とする。

(助成金の支給対象期間)

第5条 助成金の支給対象期間は、最初に助成金の支給決定を受けた年度から起算して3年とする。

2 前項の場合において、最初に助成金の支給決定を受けた年度から起算して3年の間に当該返還金の返還期限の猶予を受けることになった場合にあつては、当該返還期限の猶予を受けた期間については、当該助成金の支給対象期間に含まないものとし、その支給対象期間を延長することができるものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする借入者（以下「申請者」という。）は、助成を受けようとする年度の8月中に奨学金返還支援助成金支給申請書兼請求書（様式第1）に確認期間に返還した返還金の額を確認することができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(支給の決定及び支払)

第7条 町長は、前条に規定する申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金返還支援助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 助成金は、毎年10月末までに支払うものとする。

(支給対象期間の延長)

第8条 第5条第2項の規定において、助成金の支給対象期間の延長を希望する者は、奨学金返還支援助成金支給対象期間延長承認申請書（様式第3）に当該返還金の返還期限の猶予を受けたこと証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、奨学金返還支援助成金支給対象期間延長承認書（様式第4）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の支給にあたり、偽りその他不正の行為が明らかになったときは、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部について返還を命

ずるものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第59号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年1月に返還した返還金  
利子から適用する。

附 則 (平成28年11月30日 大口町告示第124号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(平成28年度における申請の特例)

2 平成28年度に助成金の支給を行う場合においては、第4条中「前年8月1日」  
とあるのは「前年1月1日」と、「7月31日」とあるのは「前年12月31日」  
と、第6条中「8月」とあるのは「1月」と、第7条第2項中「10月」とある  
のは「3月」と読み替えるものとする。

附 則 (平成29年9月20日 大口町告示第80号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第55号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

( 表 面 )

[ 年度 ] 奨学金返還支援助成金支給申請書兼請求書  
【 第 回申請分 】

年 月 日

大口町長 様

申請者 (借入者) 〒

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

このことについて、下記のとおり奨学金返還助成金の支給を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

借入先名称	
確認期間に返還した金額	円
返還年数・期間	【 年間 】 年 月 ～ 年 月
助成金申請額 (上限1万円。1万未満の場合はその金額)	金 円
添付書類	(1) 確認期間に返還した返還金の額を確認することができる書類 (2) 入金を希望する通帳のコピー (銀行・支店名、口座名義、口座番号、預貯金種別がわかるように) ※裏面に貼り付けてください。

同 意 書

私は、大口町長がこの申請に基づく助成金の支給に関する事務を処理するため、次に掲げる事項について同意します。

- 1 私が納付すべき町税の納付状況について確認されること。
- 2 私が大口町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に属していないこと又は同条第2号に規定する暴力団員でないことを確認するため、この申請に関する個人情報を江南警察署に照会すること。

大口町長 様

氏 名

(裏面に続きます)

様式第 1 (第 6 条関係)

( 裏 面 )

添付書類 添付場所

貼

り

付

け

様式第2 (第7条関係)

奨学金返還支援助成金交付決定通知書

第 年 月 日  
号

様

大口町長



申請のありました  
たので通知します。

年度奨学金返還助成金については、下記のとおり決定しまし

記

支給番号 ( )

決定の内容

支給決定金額	交付決定・却下の別	却下理由

※助成金は、原則、最初に助成金の支給決定を受けた年度から継続した3年間で、各年度申請が必要です。

様式第3 (第8条関係)

奨学金返還支援助成金支給対象期間延長承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 千

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

このことについて、下記理由により奨学金の返還期限の猶予を受けましたので、奨学金返還助成金の支給対象期間の延長について承認をお願いいたします。

記

支 給 番 号			
初回の支給決定年月日	年 月 日		
助成を受けた 回数・年度	回	1回目	2回目
返還期限の猶予期間	【 年間】 年 月 日～ 年 月 日		
猶予の理由			
添付書類	○奨学金の返還期限の猶予決定を証する書面 (写し)		

様式第4 (第8条関係)

奨学金返還支援助成金支給対象期間延長承認書

年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました奨学金返還助成金の支給対象期

間の延長については、下記のとおり承認します。

記

支給番号			
初回の支給決定年月日	年 月 日		
助成を受けた回数・年度	回	1回目	2回目
返還期限の猶予期間	【 年間】 年 月 日～ 年 月 日		
猶予の理由			